

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の  
一部を改正する規則案について

教育総務課

**1 改正の趣旨**

県の組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

**2 改正の概要**

- (1) 県の組織改正により、山岳総合センターに関する事務について観光部長に補助執行させることに伴い、スポーツ課の分掌事務について、所要の改正を行う。
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正により、事務局に置く職及び職務について、所要の改正を行う。

**3 施行期日**

平成26年4月1日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の  
一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「、県営運動場及び山岳総合センター」を「及び県営運動場」に改める。

別表第7の教育総務課の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表

改正案	現行																																
<p>(スポーツ課)</p> <p>第11条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) スポーツ(社会体育を含む。第17条第5項第3号において同じ。)に関すること。</p> <p>(2) 学校教育に関する専門的事項のうち体育(教科における保健を含む。)に関すること。</p> <p>(3) 体力づくり国民運動に関すること。</p> <p>(4) 体育施設に関すること。</p> <p>(5) 体育センター及び県営運動場に関すること。</p> <p>(6) スポーツ推進審議会の庶務に関すること。</p>	<p>(スポーツ課)</p> <p>第11条 スポーツ課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) スポーツ(社会体育を含む。第17条第5項第3号において同じ。)に関すること。</p> <p>(2) 学校教育に関する専門的事項のうち体育(教科における保健を含む。)に関すること。</p> <p>(3) 体力づくり国民運動に関すること。</p> <p>(4) 体育施設に関すること。</p> <p>(5) 体育センター、<u>県営運動場及び山岳総合センター</u>に関すること。</p> <p>(6) スポーツ推進審議会の庶務に関すること。</p>																																
<p>(別表第7) (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;">事務局に置く職及び職務</p>	<p>(別表第7) (第39条関係)</p> <p style="text-align: center;">事務局に置く職及び職務</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育総務課</td> <td>職員相談員</td> <td>職員の相談</td> </tr> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td>道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務</td> </tr> <tr> <td>エネルギー管理企画推進者</td> <td>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	教育総務課	職員相談員	職員の相談	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務	エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育総務課</td> <td>職員相談員</td> <td>職員の相談</td> </tr> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td>道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務</td> </tr> <tr> <td>エネルギー管理企画推進者</td> <td>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	教育総務課	職員相談員	職員の相談	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務	エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務	(略)	(略)	(略)
左欄	中欄	右欄																															
(略)	(略)	(略)																															
教育総務課	職員相談員	職員の相談																															
	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務																															
	エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務																															
(略)	(略)	(略)																															
左欄	中欄	右欄																															
(略)	(略)	(略)																															
教育総務課	職員相談員	職員の相談																															
	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第2項に規定する職務																															
	エネルギー管理企画推進者	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務																															
(略)	(略)	(略)																															